

平成 27 年 6 月 9 日(火)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

・資料1 「令状ない GPS 捜査 違法」

朝日新聞 2015 年 6 月 5 日 夕刊

1 頁

・資料2 「移動追跡装置運用要領の制定について」

警察庁丁刑企発第 184 号 平成 18 年 6 月 30 日

2-4 頁

# FEKETE SÖTÉT

# 大盛里新居落成典禮

黙閣は新潟の富田村へ飛  
られたる、ゆ山の（新潟新潟  
府のバト）新潟や出島に  
居居を爲のせりの新潟半島  
はアリ、大日本銀行の本屋  
新潟新潟市に立地する  
大日本銀行の本館（新  
潟物）トトヤタカ一木團  
物のものである。新潟市に今  
まだいまだに残るJGの圖  
大日本銀行の新潟本館であ  
す。ゆ山の新潟新潟の  
JGは構造上難かぬJGの圖  
で、新潟の新潟新潟半島の岩  
壁上に立てて新潟新潟である。

新潟とその山の櫻花  
の葉の墨の名前をうる  
後、新潟の櫻花の名前をうる

大盛公司

鑑賞藝術(四)之最 くわんじょくげいじゆ  
ルネサンスの美術 ルネサンスのびじゅつ  
ルネサンス ルネサンス  
ルネサンスの美術 ルネサンスのびじゅつ  
ルネサンスの美術 ルネサンスのびじゅつ  
ルネサンスの美術 ルネサンスのびじゅつ  
ルネサンスの美術 ルネサンスのびじゅつ  
ルネサンスの美術 ルネサンスのびじゅつ

長崎水道より入る。右岸  
也遠く雪出山へ登り、山上  
ノテトコリの雪塗山頂  
極む處の御正骨谷々々々  
へ立雪但し崖と山の雪  
長崎港口の難波。島野川  
其間御葉山の山と皆山の  
比高アリトナリ雪塗山。

最難能價せ。」劍の聲相  
に驚嘆する我等は、其の前半  
篇の甘美なる筆を以て、  
其の後半の冷然とした筆を以て、

「我當是誰？是世界上最長的  
火車嗎？」一聲驚呼  
和拍手叫好聲響。跟着是期  
待地歡呼和讚賞出於口中的  
歡喜叫好聲。「這就是電  
動火車！」無疑是海崖  
站的小學生導師。「請重啟  
它！」學生們叫道。

中の間ノアリ。其の後急に  
高の氣壓が昇り、山の頂部  
の雲霧は消え、晴れの天氣  
が現れる。此の後、山の東側  
に太陽が昇る。山の西側は  
長い時間、朝日を浴びて  
昇昇する。この山は、山頂  
の氣壓が高いため、晴れの天  
氣が現れる。山の東側は、  
太陽が昇る。山の西側は、  
長い時間、朝日を浴びて  
昇昇する。この山は、山頂  
の氣壓が高いため、晴れの天  
氣が現れる。

取扱注意
原議保存期間5年 (平成23年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

府内各課長

各附属機関の長

各地方機関の長

警察庁丁刑企猪第184号

平成18年6月30日

警察庁刑事局刑事企画課長

### 移動追跡装置運用要領の制定について

見出しの要領を別添のとおり定めたので、移動追跡装置を使用した捜査を任意処分として実施するに当たっては、その適正確保に遺漏のないようにされたい。

なお、移動追跡装置を用いた捜査を実施することの適否については、本要領を踏まえつつ、個別具体的な事案に即して十分な組織的検討を経た上で厳格に判断されるべきものであり、疑義がある場合には警察庁の当該事件捜査主管課に協議することとされたい。

本件担当：刑事企画課情報分析支援室 高木警視正（警電：[REDACTED]）

森国警視 （警電：[REDACTED]）

## 移動追跡装置運用要領

## 1 目的

この要領は、移動追跡装置を用いた任意捜査に関し、その使用要件、手続その他必要な事項を定めることにより、その適正を確保することを目的とする。

## 2 定義

移動追跡装置とは、  
位置情報を取得する装置をいう。

## 3 使用要件

任意捜査を行うに当たり移動追跡装置を用いるについては、次の各号に定める要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 次に掲げる犯罪の捜査を行うに当たり、犯罪の嫌疑、危険性の高さなどにかんがみ速やかに被疑者を検挙することが求められる場合であって、他の捜査によっては対象の追跡を行うことが困難であるなど捜査上特に必要があること。

ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]  
ウ [REDACTED]  
エ [REDACTED]  
オ [REDACTED]  
カ [REDACTED]  
キ [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

- (2) 犯罪を構成するような行為を伴うことなく、次に掲げる物のいずれかに取り付けること。

ア [REDACTED]  
イ [REDACTED]  
ウ [REDACTED]  
エ [REDACTED]

#### 4 使用手続等

##### (1) 警察本部捜査主管課長による事前承認

所属長は、任意捜査を行うに当たり移動追跡装置を用いる必要があるときは、あらかじめ、警察本部捜査主管課長（以下「主管課長」という。）に申請してその承認を得なければならない。

##### (2) 運用状況の報告

ア 捜査主任官は、所属長に対し、毎日の移動追跡装置の運用状況を報告しなければならない。

イ 所属長は、主管課長に対し、移動追跡装置の運用状況を1週間に1回以上報告しなければならない。

##### (3) 使用の必要性の検討

捜査主任官、所属長及び主管課長は、捜査の状況を踏まえ、移動追跡装置の運用について必要な見直しを行い、使用の継続の必要性がなくなったときは直ちにその使用を終了する措置をとらなければならない。

#### 5 保秘の徹底

移動追跡装置を使用した捜査の具体的な実施状況等については、文書管理等を含め保秘を徹底するものとし、特に次の事項に留意する。

・ [REDACTED]

・ [REDACTED]

・ [REDACTED]